豊田市指定介護予防訪問サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （趣旨）第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（ 以下「第１号訪問事業」という。）のうち、指定介護予防訪問サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準について定めるものとする。この要綱に定めるものを除くほか、指定介護予防訪問サービスの事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準は、介護保険法施行規則第140条の63の6第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年3月15日厚生労働省告示第71号）に定めるとおりとする。（定義）第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。1. 指定介護予防訪問サービス　第一号訪問事業のうち、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）　第１４０条の６３の２第１項第３号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当する基準によって実施されるサービスをいう。
2. 指定介護予防訪問サービス事業　市が指定した介護予防訪問サービスを提供する事業をいう。
3. 指定介護予防訪問サービス事業者　前号のサービスを提供する事業者をいう。
4. 指定生活支援訪問サービス　訪問型サービス事業のうち、省令第１４０条の６３の２第１項第３号イに規定する旧介護予防訪問介護にかかる基

準を緩和した事業者によって実施されるサービスをいう。1. 常勤　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。

（事業者の指定に係る申請者の要件）第３条　指定介護予防訪問サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定に係る申請者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。（１）法人であること。（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（ 以下「暴力団員」という。） 若しくは同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと。（３）法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）第３５条の２で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。（４）労働に関する法律の規定であって政令第３５条の３で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。（５）社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和４４年法律第８４号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者。（６）法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者。（７）法第７０条第２項第６号の３に規定する申請者と密接な関係を有する者が、法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない者。（８）法第１１５条の４５の９による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者。（９）法第１１５条の４５の７第１項の規定による検査が行われた日から法第７０条第２項第７号の２に規定する聴聞決定予定日（この場合において、第７７条第１項とあるのは、第１１５条の４５の９と読み替えるものとする。）までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者。（１０）申請前５年以内に法第２３条に定める居宅サービス等及び第１号事業等に関し不正又は著しく不当な行為をした者。（１１）法人の役員等（法第７０条第２項第６号に規定するもの。以下この項において同じ。）のうちに第３号から第６号まで又は第８号から前号までのいずれかに該当する者（該当する者が法人である場合においてはその役員等（ただし、第４号においては行政手続法第１５条の規定による通知があった日から前６０日以内に役員等であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者を含み、第６号においては行政手続法第１５条の規定による通知があった日から前６０日以内に役員等であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者を含む。）であった者を含み、該当するものが法人でない事業所である場合においては、当該事業所の管理者（ただし、第４号においては行政手続法第１５条の規定による通知があった日から前６０日以内に管理者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者を含み、第６号においては行政手続法第１５条の規定による通知があった日から前６０日以内に管理者であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者を含む。）であった者を含む。）。（１２）法人の役員等のうち禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。（事業の一般原則）第４条　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。２　事業者は、事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。３　事業者は、事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。（基本方針）第５条　指定介護予防訪問サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、法第１１５条の４５第１項１号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。（訪問介護員等の員数）第６条　事業者は事業所ごとに 利用者の数に応じて必要数の訪問介護員およびサービス提供責任者を置かなければならない。２　事業者が事業所ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第８条の２第２項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で２．５以上とする。３　事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下、「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、又は指定生活支援訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービス事業と指定訪問介護の事業（指定居宅サービス等基準第４条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）又は指定生活支援訪問サービス事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護、指定介護予防訪問サービス、及び指定生活支援訪問サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が４０又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。４　前項の利用者の数は、前３月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。５　第３項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第３条の４第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第６条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。６　第３項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。７　事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第５条第１項から第４項に規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。（管理者）第７条　事業者は、事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。（設備及び備品等）第８条　事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。２　事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービス事業と指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第７条第１項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。（提供拒否の禁止）第９条　事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問サービスの提供を拒んではならない。（サービス提供困難時の対応）第１０条　事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定介護予防訪問サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 （受給資格等の確認） 第１１条　事業者は、利用者から指定介護予防訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。 ２　事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問サービスを提供するよう努めなければならない。（内容及び手続きの説明及び同意）第１２条　事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２８条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（要支援認定等の申請及び基本チェックリストの実施に係る援助）第１３条　事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基本チェックリストの判定を受けていない利用申込者については、申請等が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。２　事業者は、介護予防ケアマネジメントが利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請であれば、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する３０日前までに、基本チェックリストであれば、遅くともサービスの利用開始日までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。（心身の状況等の把握）第１４条　事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。（地域包括支援センター等との連携）第１５条　事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供又は提供を終了するに当たっては、利用者又はその家族に対して必要な援助を行うとともに、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。（介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供）第１６条　事業所は介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。（介護予防サービス・支援計画の変更の援助）第１７条　事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。（身分を証する書類の携行） 第１８条　事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。（サービスの提供の記録）第１９条　事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第１１５条の４５の３の規定により、利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。２　事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。（サービスに要する費用の額）第２０条　指定介護予防訪問サービス事業に要する費用の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表の区分及びサービスの種類ごとの単位数に、同表に定める１単位の単価を乗じて算定するものとする。２　前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。（サービスに要する費用の支給）第２１条　市長は、前条第１項の規定により算定された指定介護予防訪問サービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の１００分の９０に相当する額を事業者に支払うものとする。２　市長は、指定介護予防訪問サービス事業の利用者が第１号被保険者であって、法第５９条の２に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、費用額の１００分の８０に相当する額を事業者に支払うものとする。３　市長は、指定介護予防訪問サービス事業の利用者が第１号被保険者であって、法第５９条の２第２項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、費用額の１００分の７０に相当する額を指定事業者に支払うものとする。４　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、第１９条の算定方法により算定された費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。５　事業者は、第１項又は第２項又は第３項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。６　事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。７　事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。（利用者負担額）第２２条　指定介護予防訪問サービス事業の利用者が負担する額は、第２０条の規定により算定した額から、前条第１項又は第２項又は第３項により算定した額を減じた額とする。（保険給付の請求のための証明書の交付）第２３条　事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。（同居家族に対するサービス提供の禁止）第２４条　事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供をさせてはならない。（利用者に関する市への通知） 第２５条　事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 1. 正当な理由なしに指定介護予防訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要支援もしくは要介護状態になったと認められるとき。
2. 偽りその他不正な行為によって指定介護予防訪問サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応） 第２６条　介護従業者等は、指定介護予防訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（管理者及びサービス提供責者の責務）第２７条　事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。２　事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。３　サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。（１）指定介護予防訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。（２）利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。（３）サービス担当者会議への出席等、地域包括支援センター等との連携に関すること。（４）訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。（５）訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。（６）訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。（７）訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。（８）その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。（運営規程）第２８条　事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。（１）事業の目的及び運営の方針（２）従業者の職種、員数及び職務の内容（３）営業日及び営業時間（４）指定介護予防訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額（５）通常の事業の実施地域（６）緊急時等における対応方法（７）その他運営に関する重要事項（介護等の総合的な提供） 第２９条　事業者は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、指定介護予防訪問サービスのうち特定の援助に偏することがあってはならない。（勤務体制の確保等）第３０条　事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問サービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。２　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問サービスを提供しなければならない。３　事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（衛生管理等）第３１条　事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。２　事業者は、事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。（掲示）第３２条　事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。（秘密保持等）第３３条　事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。２　事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。３　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。（広告）第３４条　事業者は、事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。（地域包括支援センター等及びその従業者に対する利益供与の禁止） 第３５条　事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。（苦情処理）第３６条　事業者は、提供した指定介護予防訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。３　事業者は、提供した指定介護予防訪問サービスに関し、法第１１５条の７第１項及び法第１１５条の４５の７第１項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。４　事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。５　事業者は、提供した指定介護予防訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。６　事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。（事故発生時の対応）第３７条　事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。３　事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（記録の整備）第３８条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。２　事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）第４０条第１項第２号の介護予防訪問サービス個別計画（２）第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）第２５条に規定する市への通知に係る記録（４）第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録（５）第３７条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（指定介護予防訪問サービスの基本取扱方針）第３９条　指定介護予防訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。２　事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。３　事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要支援状態又は要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。４　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。５　事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。（指定介護予防訪問サービスの具体的取扱方針）第４０条　訪問介護員等の行う指定介護予防訪問サービスの方針は、第７条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。（１）指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。（２）サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問サービス個別計画を作成するものとする。（３）サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。（４）サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス個別計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。（５）指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防訪問サービス個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。（６）指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。（７）指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。（８）サービス提供責任者は介護予防訪問サービス個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該介護予防訪問サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行うものとする。（９）サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。（１０）サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問サービス個別計画の変更を行うものとする。（１１）第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問サービス個別計画の変更について準用する。（指定介護予防訪問サービスの提供に当たっての留意点）第４１条　指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。（１）事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な指定介護予防訪問サービス提供に努めること。（２）事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。（様式）第４２条　介護予防・日常生活支援総合事業における指定介護予防訪問サービスの実施に係る手続きに必要な様式については、別表に定めるとおりとする。（委任）第４３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。　　　附　則　（施行期日）　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。別表

|  |  |
| --- | --- |
| 様式名 | 様式番号 |
| （１）指定申請書 | 様式第1-2号 |
| （２）指定更新申請書 | 様式第2-2号 |
| （３）変更届出書 | 様式第3-2号 |
| （４）事業再開届出書 | 様式第4-2号 |
| （５）廃止・休止届出書 | 様式第5-2号 |

 |